

産業統計部会の審議状況について
(薬事工業生産動態統計調査の変更)(報告)

資料4

項目	変更内容等	部会審議 (注1)		審議の状況
		第1回	第2回	
(1) 調査対象の範囲及び報告者数の変更	○ 本社及び工場 ^(注2) の双方を調査対象としている現状の取扱いを改め、本社のみを調査対象とし、報告者数も11,700事業所から約4,400企業に縮減	●		・ 適当と整理 (調査の効率化、正確な報告の確保及び報告者負担の軽減に寄与)
(2) 調査票の構成の変更	① 調査票第一号様式の廃止	●	●	・金額の合計欄の削除については、 適当と整理 ・従業者数の削除については、調査実施者からの再検討の申し出を受けて、 第2回部会で改めて審議
	② 調査票第四号様式から第六号様式の再編	●		・ 適当と整理 (薬機法 ^(注3) における区分に合わせた変更)
(3) 調査事項の変更等	① 調査事項の追加 (「法人番号」、「委託額」、「税込/税抜」、「単価」などを追加)	●	●	・ おおむね適当と整理 (調査結果の利活用向上、調査対象の集約に伴う対応、報告者負担の軽減に資する記入補助項目の追加) ※「税込/税抜」に係る調査票様式の追加修正については、第2回部会で提示
	② 調査事項の変更 (品目欄の名称変更、区分欄の再編など)	●	●	・ おおむね適当と整理 (報告者負担の軽減に寄与等) ※「分類番号」等に係る調査票様式の追加修正については、第2回部会で提示
	③ 調査事項の削除 (「規格」、「用途区分」などを削除)	●		・ 適当と整理 (他の項目での代替を含め、報告者負担の軽減に寄与等)
(4) 調査方法の変更	④ 報告の対象になる最終製品の判断時点を、本社における出荷判定の時点に統一する。		●	(第2回部会で審議)
	⑤ 輸出として取り扱う範囲について、これまでの直接輸出に加えて、間接輸出も含める。		●	
	① 都道府県経由の調査員調査を廃止し、本省の直轄調査に集約する。		●	
	② 原則として、オンラインにより報告を求める。		●	
	③ 民間事業者に委託する業務の範囲を拡大する。		●	
	④ 最終製品の生産がなかった場合、報告不要としている取扱いを改め、生産の有無にかかわらず、報告を求める。		●	

項目	変更内容等	部会審議 (注1)		審議の状況
		第1回	第2回	
(5)集計事項の変更 ※未諮問基幹統計の確認を含む。	○ 調査事項の変更等に伴い、集計事項を見直す。		●	(第2回部会で審議)
(6)公表時期の変更	○ 調査票の提出期限及び月報の公表期日を変更する。 (実質的には、公表の経常的な遅れを是正し、早期化を図る。)		●	

※第1回部会では、審議事項以外に、今後における調査名称の変更に関する意見も示された。

(注1)第1回(第69回産業統計部会)は11月6日(月)に開催。

第2回(第70回産業統計部会)は12月5日(火)に開催予定(答申案の方向性についても確認)。

(注2)「本社」とは、法律(注3参照)に基づく製造販売業の許可を受けた企業の本社をいう。

「工場」とは、同法に基づく製造業の許可を受けた国内工場(本社傘下の自社工場及び他社の工場を含む。)をいう。

(注3)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)